

分散登校・学校再開にあたっての衛生管理について

健康指導部

	全児童生徒対象事項	医療的ケア児対象事項
健康観察	・検温・健康観察を登校前に実施 ・未検温の場合、スクールバスへの乗車不可 ・風邪症状がある場合は登校を控える（発熱、咳など） ・在校時に体調が悪くなった場合は主事、保健室、健康指導部、管理職に報告の上、保護者に連絡	・登校時にバイタルチェック実施 ・担任と学校看護師の双方で状態を把握 → 朝からいつもと様子が異なったり在校中に体調に異変を感じた場合は主事、管理職に報告の上、保護者へ連絡
換 気	・児童生徒の登校前に教室などを換気 ・教室は原則常時換気。天候により難しい場合は、休み時間など活動の区切りごとに５分程度の換気	
消 毒	・うがい、手洗いの励行 ・校内に設置したアルコール等で手指の消毒を促す ・児童生徒の下校後に教室、手すり等の消毒 ・児童生徒の乗車前と降車後のスクールバス内消毒	・医療的ケアを行う際には洗い、手指の消毒を徹底 ・ゴム手袋の使用 ・医療的ケア前後の物品の消毒
登 下 校	・保護者送迎を原則 ・スクールバス、公共交通機関を利用する場合はマスクを着用	・保護者送迎
来校者への対応	・検温、手洗い、手指消毒の協力を求める	
その他		・医ケア室への入室は関係する児童生徒と関わる教員のみとする